

## シームレスな拠点滞在型家族旅行の推進に向けた調査実証事業 説明書

### 1. 目的

訪日外国人消費動向調査によると、米国からの旅行者の内、家族旅行で来日した割合は20%を切っているが、米国 Family Travel Association が発表した「US FAMILY TRAVEL SURVEY 2022」によると、回答者の62%が今後2年間に子供と海外旅行を計画しており、かつ日本は11番目に人気がある訪問先とされている。米国商務省センサス局「2021 Current Population Survey's Annual Social and Economic Supplement (ASEC)」によると、米国で18歳未満の子供を持つ夫婦世帯は約2,310万世帯ある。地方誘客が喫緊の課題とされる中、米国からの家族旅行を東北地方が取り込むことで、旅行訪問先の分散と地方部宿泊数の増加につなげたい。米国市場を主たる対象とした滞在型家族旅行について、航空、新幹線共に便数が多く、地下鉄等市内交通が充実している仙台市と、二次交通が不足しレンタカーによる移動が必須となる地方部で、受入体制の検証を行う。

### 2. 業務内容

米国市場を対象とした滞在型家族旅行について、二次交通が充実している仙台市、及び二次交通が不足しレンタカーによる移動が必須となる東北運輸局管内の地方部の1地域で、調査実証を行い受入体制確立のための検証を行う。

#### (1) 北米旅行会社へのヒアリング

北米旅行会社3社以上に対しヒアリングを実施する（オンライン可）。ヒアリングは後述の(3)、(4)、(5)に活用することを前提に、米国家族旅行者が旅行先を選択する上での趣味嗜好等、本事業に十分反映できる内容・分量とする。ヒアリング予定の旅行会社を企画提案書に盛り込むこと。

#### (2) 訪日意向・認知度アンケート調査

日本への関心・訪日意欲が高い米国人が集う「LA Anime Expo（カリフォルニア州ロサンゼルス：2024年7月4日～7日）」において、アンケート調査を実施する。後述の(3)、(4)、(5)に活用することを前提に、米国からの家族旅行先として東北を選択することに繋がる子供向けアニメ及び関連する地域の認知度等、事業に十分反映できる内容・分量とする。アンケート調査内容を企画提案書に盛り込むこと。

#### (3) 米国家族向け旅行モデルプランの作成・商品開発

北米旅行会社へのヒアリング結果等に基づき、仙台市及び東北運輸局管内のほか1地域で、円滑な移動を前提とした米国“家族向け”という点に焦点を合わせた旅行モデルプランの作成、商品開発を行う（1地域1本以上、東北地方内で4泊5日程度想定）。また、モデルプランの作成にあたってはプラン訪問先の地方公共団体、DMO等とも連携しながらプランの検討を行うこと。

#### (4) 外国人モニターを招聘したモニターツアーの実施

(3) において作成したモデルプランについて、モデルプラン記載の旅行先での体験が実施可能な時期に北米現地の旅行会社や米国からの訪日旅行に影響力のあるインフルエンサーの外国人モニター等を招聘し、モニターツアーを実施。モニターからは、訪問先や宿泊施設等の満足度や課題、東北の観光地・施設等に求めるもの、移動、宿泊、食事、観光コンテンツ等、課題点等を洗い出す。モニターツアーは令和6年9月～令和7年1月に実施するものとする。

[4泊5日程度（機内泊除く）、2名程度]

#### (5) 北米旅行会社に対するツアー造成のはたらきかけ

(1) においてヒアリングを実施した北米旅行会社に対し、米国家族旅行をターゲットかつ東北地方を目的地としたツアー造成の働きかけを行い、2025年米国スクールホリデーシーズンでの受入を目指す。

#### (6) 事業効果等の把握

- ① 事業効果を把握するための目標設定、測定（調査）方法を提案及び実施すること。
- ② 目標設定に関する成果指標項目は以下のとおりとするため、下記指標は設定・測定方法とともに必ず記載すること。
  - モデルプラン作成
    - ・アウトプット成果指標：「対象地域ごと1本以上」
    - ・アウトカム成果指標：「北米旅行会社によるモデルプランの採用検討」
- ③ 成果指標項目以外の指標を追加することは妨げない。効果的な成果測定が可能である場合は、その考え方を明記した上で目標を提案すること。定性的な目標についても、同様にその考え方を明記した上で提案すること。また、当該成果指標が効果的と判断された場合には、事業効果の測定（調査）を実施すること。

#### (7) 履行期限

令和7年3月14日（金）

#### (8) 事業報告書の作成

- ① 実施した業務の内容について、調査結果・事業の実施経緯・事業効果等を盛り込んだ事業報告書を以下のとおり作成すること。なお、報告書はPowerPoint、WordもしくはExcel形式など二次利用可能な形式にて作成するものとする。
  - ・日本産業規格A4判（簡易製本、カラー） 2部
  - ・電子データ（CD-R又はDVD-R） 2枚

- ② 実施内容の概要をとりまとめた概要版報告書も作成すること。作成様式については事業者特定後に伝達する。
- ③ 事業報告書及び概要版報告書は、東北運輸局 HP での公表を前提に作成すること。

#### (9) その他

- ① 本事業において、本事業の成果物が東北運輸局以外の財産となる経費は対象外とする。
- ② 事業の実施にあたっては、東北運輸局の監督職員と密接な連携を保ちつつ進めるものとする。なお、事業の進め方、内容等について疑義が生じた場合は、その都度協議の上対応するものとする。

### 3. 企画提案書に盛り込む事項

- (1) 「2. 業務内容」に関する具体的な企画案（項目、方法等）

※具体的、かつ簡潔に記載し、評価基準と提案内容の関係が明確に判断できるよう記載すること。

- (2) 業務実施体制、作業工程

- (3) 企画競争参加者の概要等

- ・企画競争参加者の概要
- ・担当者の氏名及び連絡先

- (4) 参考見積（概算・消費税含む）

- (5) 再委託に関すること

・再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、再委託する業務範囲を記載すること。なお、契約後再委託を行う際には、予め東北運輸局の承諾を得る必要があるので留意すること。

※東北運輸局の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②をいう。

①「業務の全部を一括」して又は「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）は、再委託を行うことはできない。

②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務は、再委託に際し、東北運輸局の承諾を要する。

③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型作成、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）は、再委託に際し、東北運輸局の承諾を要さない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。

- (6) 令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の複写（共同して提案を行う者についても提出のこと）

#### 4. 提案書を特定するための評価基準

別紙1のとおり

#### 5. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和6年6月3日(月) 17時00分 必着
- (2) 提出方法 原則として、電子メールにより提出すること。
- (3) 提出先

東北運輸局 観光部 国際観光課  
〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎3階  
電話：022-791-7510  
E-mail：[tht-tohoku-its@ki.mlit.go.jp](mailto:tht-tohoku-its@ki.mlit.go.jp)

※企画提案書を提出する場合、事前に上記担当まで連絡すること。

#### 6. 書類等の作成に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨による。

#### 7. 契約書の作成

要

#### 8. 支払い条件

本業務終了後、検査職員により業務完了検査を行い合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に代金の支払いを行う。

#### 9. 概算予算額

10,000千円以内(消費税含む)

#### 10. その他

- (1) 提出された企画提案書の内容について、必要に応じヒアリングを行うことがある。
- (2) 企画提案書を提出したもののうち企画提案書を特定しなかった応募者に対しては、当該企画提案書を特定しなかった旨及び非特定理由を書面により通知する。
- (3) 採用した企画提案書は、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (4) 提出された企画提案書が全て特定するに至らない場合若しくは企画提案書の提出がなかった場合は、中止またはその他の方法によることとする。
- (5) 提出した「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」について、認定の取消しなどによって提出した内容と異なる状況となった場合には速やかに申し出ること。
- (6) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、採用通知後速やかに公表し少

なくとも契約締結日までの間は公表する。

- ① 採用した企画提案書を提出した企業等の名称、住所、代表者氏名及び決定日
  - ② 企業毎、評価項目毎の評価得点及び合計点
- (7) 事業者特定後、特定事業者には情報を適切に管理するために「情報取扱者名簿」及び「情報管理体制図」の提出を求める。その際、特定事業者には情報管理責任者・情報管理取扱者・情報従事者・再委託先等について所属部署・役職指名等の情報を求めることとする。書式や詳細については別紙2のとおりとする。
- (8) 概算予算額に含まれる消費税額は、公示日時点の消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率によるものとする。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。
- (9) その他事業実施に関し必要な事項等は協議により決定する。また、協議により当局の指示があった場合にはその指示に従い作業を進めるとともに、東北運輸局は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (10) 契約履行に伴い生じた制作物の著作権は、東北運輸局に帰属するものとする。
- (11) 談合等不正行為があった場合の違約金等については、以下のとおりとする。
- ① 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、東北運輸局の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として東北運輸局の指定する期間内に支払わなければならない。
    - 一 この事業の契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
    - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
    - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に

対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

② 受注者が前項の違約金を東北運輸局の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を東北運輸局に支払わなければならない。

(12) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

## 提 案 書 評 価 基 準

提案書は、次に掲げる事項により評価、特定する。

### 1. 提案書を特定する評価項目と基準

- (1) 業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分理解していること。
- (2) 提案内容の具体性：提案内容が具体性、妥当性、実現可能性を伴い優れていること。
- (3) 提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- (4) 業務遂行の確実性：実施体制等（人員と各自の資格、経験、手持ち業務量等を明記）、実施スケジュール等の業務環境が提案内容を確実に遂行できるものであること。

### 2. 企画提案者の「ワーク・ライフ・バランスと推進する企業」の評価項目関係

以下の法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業をワーク・ライフ・バランスを推進する企業として評価加点対象とする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）に基づく認定
- (3) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づく一般事業主行動 計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る。）

### 3. 特定方法

- (1) 企画競争委員会の委員が、企画提案内容を評価するために、上記 1.（1）から（4）の各評価項目について 1 点から 5 点までの 5 段階評価を附す。
- (2) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業については、別表による加点を行い、これを企画提案書の合計点とする。
- (3) 各委員の採点の合計点が各評価項目における最高点の合計に委員数を乗じた値の 60%以上で、かつ、上記（2）を加点した合計点が最も高い企画提案書を特定する。
- (4) 合計点の最も高い企画提案書が複数ある場合には、そのうちから委員長が特定する。

### 4. 契約方法

- (1) 特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、会計法令に基づく契約手続きの完了まで、契約関係が生じないことに留意すること。
- (2) 特定された者の提案内容については、効果的な事業遂行を図るため、東北運輸局と協議を実施した上で契約することとする。

(別表)

＜ワーク・ライフ・バランス等推進企業に係る配点表＞

評価項目	認定等の区分 ※1		総合評価落札方式等 [単位：％] (総配点に占める割合)		
			評価の相対的な 重要度等に応じて配点		
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等	プラチナえるぼし ※2	最大5%	5	
		えるぼし3段階目 ※3		4	
		えるぼし2段階目 ※3		3	
		えるぼし1段階目 ※3		2	
		行動計画 ※4		1	
	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業)	プラチナくるみん ※5		5	
		くるみん(令和4年4月1日以降の基準) ※6		3	
		くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) ※7		3	
		トライくるみん ※8		3	
		くるみん(平成29年3月31日までの基準) ※9		2	
	若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)				4



- ※ 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。
- 1
- ※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
- 2
- ※ 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- 3
- ※ 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
- 4
- ※ 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- 5
- ※ 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定
- 6
- ※ 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※9の認定を除く。）
- 7
- ※ 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定
- 8
- ※ 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定
- 9

## 情報管理体制

①受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、東北運輸局が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、東北運輸局に対し「情報管理体制図」及び「情報取扱者名簿」（様式例）を提出し、東北運輸局の同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め東北運輸局の同意を得ること。

（確保すべき履行体制）

- ・本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
  - ・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
  - ・東北運輸局が同意した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
- ②本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、東北運輸局が同意した場合はこの限りではない。
- ③本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、東北運輸局の指示に従うこと。
- ④本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等において直ちに東北運輸局へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、東北運輸局が行う報告徴収や調査に応じること。

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

		氏名	会社名・住所	所属部署	生年月日等
情報管理責任者 (※1)	A				
情報管理取扱者 (※2)	B				
	C				
業務従事者(※3)	D				
	E				
再委託先等	F				

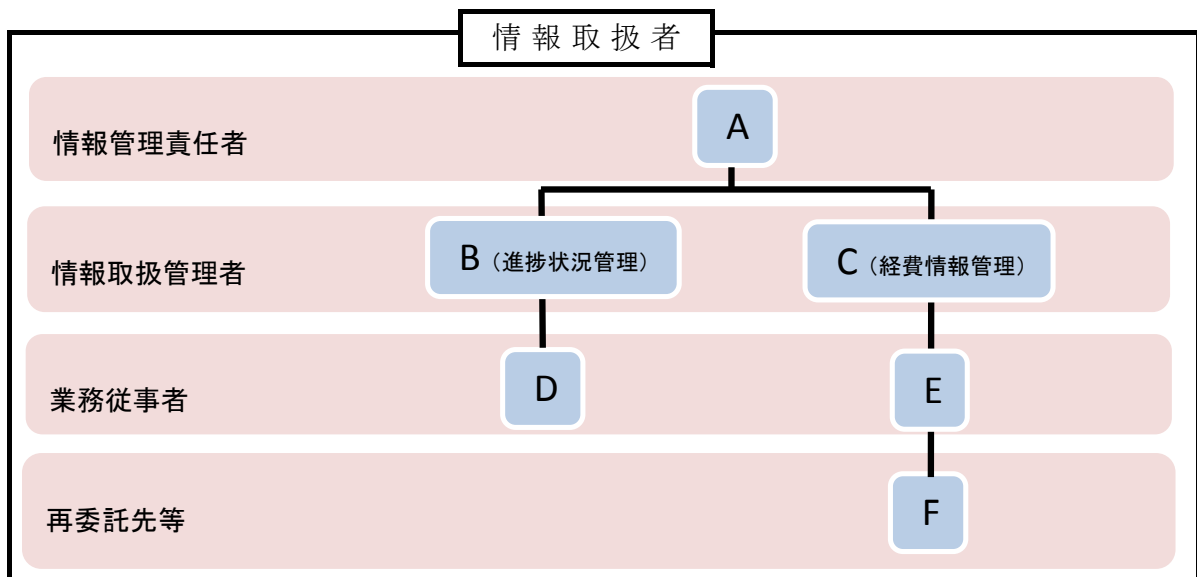
(※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

(※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること(再委託先等も含む)。

③ その他

- ・別途提出している資料により必要な情報を確認できることを担当部局が認める場合には、当該資料で代用することができる。
- ・情報管理規則等の内規を別途添付すること。
- ・必要に応じ、本別紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。